

社会保障・税番号制度

—金融機関の義務的対応と民間活用の展望—

第11回 番号の民間活用に向けて

NTTデータ経営研究所

金融コンサルティングユニット アソシエイトパートナー

大野博堂

今回から4回にわたり、将来的な個人番号、法人番号の民間活用のあり方や活用イメージ、実現に向けた課題などを取り上げたい。

民間活用の土台を成す二つのカギ

金融機関における番号の民間活用シーンを想定するうえで、まず重要なカギとなるのが円滑な本人確認手続の実現だ。2015年10月から「個人番号通知カード」が交付されるが、顔写真付きの「個人番号カード」は本人の交付申請があった場合に限り発行される。本人から番号の提供を受ける場合、正しい番

号であることの確認（番号確認）と番号の正しい持ち主であることの確認（実存確認）が必要となる。本人の顔写真が載る個人番号カードであれば一枚で充足するが、通知カードでは実存確認のために運転免許証等の公的機関が発行した書類が別途必要となる。かりに、全国民に対して個人番号カードが発行されるようなことになれば、本人確認作業が大幅に簡素化され、個人、金融機関双方の負担が軽減されるだろう。

二つ目の重要なカギは預金口座への番号付番である。18年4月以降、新規開設預金口座への付番開始が予定されているが、既存口座への付番は未定だ。個

人番号カードが全国民に行き渡り、かつ、既存口座にも付番されることとなれば、金融機関間、口座間での名寄せが容易となり、預金口座を利用した不正取引の多くが排除されるだろう。

将来的な民間活用を展望するうえで、顔写真付きの個人番号カードへの完全移行と既存預金口座への付番が不可欠といえる。

新たなビジネスモデルの可能性

法人番号については、制度開始当初から事業者における利用が認められる。法人番号のみに着目した利用のほか、将来法制

度が変わって個人番号の利用が可能となれば、個人番号と法人番号を組み合わせた新たなビジネスの創出も期待される。

零細法人の代表者は、「経営者」としての顔と「個人」としての顔の二面性をもっているが、その財布は一つであるケースが多い。銀行では当該代表者の口座決済情報が取得可能だが、利用用途にかかる情報の取得は困難だ。個人で有するクレジットカードの支払額が増加したことは口座決済履歴から判明するものの、「事業規模拡大に伴う運転資金確保を目的としたキャッシング」で支払額が増加したのか、あるいは「遊興目的の個人的消費支出」で支払額が増加したのか、といった原因関係の情報とはつかない。そこで、個人としての一般消費財の購入に加え、法人としての商品仕入れの決済に、銀行が発行したクレジットカードを利用してもらうことができれば、法人と個人両面での取引履歴や資金の流れの推移を一括して捕捉することが可能になる。

ここで法人番号と個人番号を

活用することができれば、クレジットカードの利用履歴による資金使途把握の有効性が高まる。活用方法としては、クレジットカード利用時に、利用者たる代表者が支払先に対して法人番号もしくは個人番号を通知することが考えられるが、法的裏付けがない。そこで、個人からの番号通知の動機付けとして、支払い時における値引きの提供が有効だ。この場合、値引きした額を加盟店へのリベートとしてクレジットカード発行体が負担することが考えられる。

副次的効果も見込める。現金決済ではなくクレジットカードを加盟店で利用してもらうことで、現金決済では捕捉しにくい加盟店の所得情報を把握しやすくなる。国税庁が事業者の売上げを精緻に把握することが可能となれば、金融機関と国税庁との間で口座決済情報と事業者の売上げ情報とを結びつけることで「架空売上げ」や「所得隠し」などといった不正の排除も可能となるだろう。

先行して番号制度を取り入れている韓国では、現金領収証制

度があり、所得税を納める勤労所得者およびその扶養親族は、給与総額の20%を超過する現金使用額の20%が、500万円を上限として年末調整時に所得控除の対象となっている。この制度により、韓国国税庁では中小零細業者の売上げや資金使途の把握が可能となっている。

さらに、より精度の高い企業の個別取引情報を金融機関が取得しようとするれば、EDI等で交換される企業間の受発注情報を電子的に活用することが理想的ではあるものの、受発注情報の根幹となる企業間メッセージは企業系列ごとに個別に定義されているケースが多く、そのままでは金融機関での利用はむずかしい。企業コードも企業系列や金融機関ごとに独自の定義付けがなされており、系列を超えた、あるいは金融機関が利用しやすいかたちでの必要情報の取得は困難なのが現状だ。実際、金流と商流は、連携する仕組み自体がいまだ確立されていない。そこで、自由に取得可能な番号体系として、公表される法人番号の活用が考えられる。法人

番号をキーに、各金融機関が独自に割り当てている取引先企業コードを業態内で一本化し、銀行自らが保有する企業情報との紐付けを行うといった手法である。これにより、他の金融機関における決済情報などの取得も理論的には可能となることから、シンジケート・ローンなどの高度化も期待される。また、受注と決済の期ズレに起因する運転資金不足を補完するサブプライチエーン・ファイナンスも容易となる。

特定個人情報取扱いに係る留意点

このように、個人番号と法人番号の組合せは、新たなビジネスを生み出す萌芽となる可能性を秘めている。ただし、法人番号はともかくとして、個人番号の取扱いに関しては、現状以上に厳しい管理が求められる。

10月に公示された「特定個人情報」の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編(案))¹⁾では、別冊として「金融業務における特定個人情報の適正な取扱

いに関するガイドライン(案)」もあわせてパブリックコメントにかけられている。

事業者における個人情報利用は、原則として「本人の同意」がある場合に限って可能とされている。しかし、特定個人情報取扱ガイドライン(事業者編)(案)では、本人の同意があったとしても個人番号利用事務および個人番号関連事務以外で個人番号を利用してはならない、とされている。

加えて、法令に基づき個人番号関係事務または個人番号利用事務を処理するために必要な場合を除き、特定個人情報ファイイルを作成してはならないとされている。すなわち、義務的対応に限ったとしても、特定個人情報を集約したデータベースなどは構築できない点について留意が必要である。なお、金融機関における特定個人情報の取扱いについては、本連載において別途詳細に取り上げたい。

* * *

次回は引き続き、業態別にみた番号の民間活用のあり方として、保険業を中心に解説する。